

自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設運営委員会規則

平成16年4月1日
分研規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設規則（平成16年分研規則第13号）第4条第2項の規定に基づき、分子科学研究所極端紫外光研究施設（以下「研究施設」という。）の運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究施設長
- 二 研究施設の教授、准教授及び主任研究員6名以内
- 三 研究施設の運営に関わる分子科学研究所の客員教授又は客員准教授1名
- 四 分子科学研究所の職員以外の研究者7名

2 前項第2号、第3号及び第4号に掲げる委員は、分子科学研究所長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、研究施設長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(小委員会)

第7条 運営委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、第2条第1項第3号及び第4号により選出された最初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。